平成２７年（フ）第１９号
相模原市緑区根小屋1517番地12
債務者　高城　昌男
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９３８号
東京都青梅市友田町１丁目870―１―105
債務者　林　　慶徳
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波里　好彦
4　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９号
新潟市江南区曽野木１丁目29番25号、住民票上の住所新潟市東区河渡１丁目２番41号
債務者　大西　啓太
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３４４号
大阪府八尾市安中町８丁目12番１―203号
債務者　勝見　正和
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８号
大阪府枚方市三栗２丁目12番14号、事業所所在地大阪府枚方市楠葉並木２丁目23番１号
債務者　ブティックＫＥＮＩＣＨＩＲＯＵこと小山研一郎
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　剛
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９号
大阪府枚方市三栗２丁目12番14号
債務者　小山　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　剛
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２４３号
埼玉県新座市栗原６丁目６番２号　ライブコア・ひばりヶ丘102号室
債務者　吉本三菜美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６１号
埼玉県蓮田市大字閏戸3918番地23
債務者　西島　善之
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６５号
埼玉県川口市戸塚５丁目16番３号　グループホーム聚楽苑、旧住所埼玉県川口市大字東本郷598番地の２　ウェルハウス新郷211号
債務者　須藤　初枝
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
埼玉県川口市芝新町14番28号　松栄ハイツ102、旧住所埼玉県川口市大字芝4583番地の３
債務者　星　　政則
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５２号
埼玉県三郷市東町64番地１　コスモ三郷リバーピア701号
債務者　白川　博文
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
埼玉県三郷市早稲田２丁目９番地10　レオパレスシャルム105号
債務者　菅野　正行
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
新潟県魚沼市堀之内3982番地１　市営関下住宅224号
債務者　齋藤千枝子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３号
新潟県南魚沼市余川1487番地２　ウエストパークハイツＢ22号
債務者　小野塚　瞳
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第４号
新潟県柏崎市松波２丁目１番31号
債務者　重野　　薫
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９号
新潟県柏崎市北園町17番５―２号
債務者　木村　吉伸
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係